



式子葛のことなど : 〈定家と式子〉拾遺

天野, 聡一

(Citation)

國文論叢, 60:18-29

(Issue Date)

2023-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100483039>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100483039>



式子葛のことなど

——〈定家と式子〉拾遺——

天 野 聡 一

はじめに

藤原定家と式子内親王——。新古今時代を代表するこの二人の歌人が、実は恋仲だったという伝承がある。謡曲「定家」が有名だが、それ以外にも、歌学書、説話集、地誌、演劇、小説類など多数のジャンルに確認でき、先行研究では詳しく分析されていない資料も数多い。二人の伝承はどのように生成され、どのように変容していったのか。近年、筆者は、関連資料を可能な限り網羅的に収集し、系統立てて整理することを目標に、いくつかの論考を発表してきた。その主な成果を簡単にまとめると、以下のようななる。

定家と式子の伝承は、式子の「生きてよも明日まで人もつらからじこの夕暮を訪はば訪へかし」（『新古今和歌集』など所収¹⁾という恋歌を核として成長していったと考えられる。十三世紀半ばには、式子がこの歌を定家におくったという話が認められ（『後深草院御記』）、十五世紀に至ると、「生きてよも」の歌を中心とする首尾の整った物語として伝わっていた（文明本『自讃歌注』、『源

氏物語大綱²⁾）。

同じく十五世紀に謡曲「定家」が登場した。逃れられぬ執心と宿業を描いた同作は、中世・近世にわたって繰り返し上演され、後世に多大な影響を与えた。たとえば、作中の主要舞台である時雨の亭は十五世紀末にはすでに名所化し、近世期に至ると、その跡地と称する場所は十箇所以上も存在した³⁾。

謡曲「定家」の影響下に成った文学作品としては、まず謡曲の後続作があげられる。それらは謡曲「定家」を踏まえつつ、随所に独自性を出すことで、定家と式子の物語世界を拡張していった（謡曲「式子内親王」「小倉御幸」「定家桜」⁴⁾）。近世期に入って浄瑠璃や歌舞伎といった新たな演劇ジャンルが生まれると、二人の恋物語は『百人一首』成立譚を交えて創作色の強い大衆娯楽劇へと変貌する（浄瑠璃『小倉山百人一首』）。さらに道成寺の世界をも取り込んで人気を博し（浄瑠璃『定家』）、以降、道成寺物として演じられるのが定番になった（歌舞伎『神力定家東遊』『立髪定家魁』、青本『色紙百人一首』⁵⁾）。

定家と式子の伝承が有名になると、もとは別人の話だった説話

が二人の話として作り替えられるケースも出て来た。定家が醜貌を理由に式子に振られてしまう話（『雑々集』⁶）や、定家が式子に「男すな。妻も具せじ」という文句を忍ばせた沓冠の歌をおくったという話（『尊師問書』など）⁷がそれである。後者は近世期の堂上歌壇で二人の伝承が享受されていた事例でもあるが、同様の例として、俊成が定家と式子の恋歌に接して感嘆するという話（『漢雲問答』など）⁸もある。定家と式子の伝承は、時代やジャンル、そして身分を超え、幅広く受容されていたのだ。⁹

もっとも、これまで論文にまとめることができたのは、筆者が知り得た資料のすべてではない。一本の論文にまとめるにはあまりに短い、片々たる資料も少なからずあるからだ。そこで、本稿ではそうした小さな、しかし注目すべき資料を章ごとに取り上げてゆきたい。

一、式子葛——『遠近草』

定家の死後、その執心が葛となつて式子の墓にまわりつく——。謡曲「定家」によつて名高い定家葛伝説だ。だが、なかにはこれと正反対の内容を伝えるものがある。

物のしなくををかき付て後の世にのこすといへることを、式

子内親王、

筆のあとに過にしことをとめずはしらぬむかしにいか

ではまし

此女房は定家の卿とあさからぬ中なりしを、みかど、きこしめして、今よりあはじといふ誓文をかかせたまふ。かくして、二人ながらうせけるに、内親王のしうしん、かづらとなりて、

定家の墓所をばまといひけるとなん。¹⁰

引用したのは、近世初期に成立した編者未詳の説話集『遠近草』（一五九二—一五九六年〈文禄期〉ころ成か）巻上の一話である。傍線部の通り、ここでは式子の執心が葛となり、定家の墓にまわりつく。定家葛ならぬ式子葛というわけだ。ほかに類話は見当たらず、非常に珍しい例と言える。

前半にある「筆のあとに」の歌は実際に式子が詠んだ歌で、残された文章がなければ昔のことを知ることはできないという感慨を詠んだもの（『続後撰和歌集』など所収）。恋歌ではないが、後半の内容とあわせて考えると、『遠近草』の編者（あるいは式子葛の作り手）は定家との恋と結びつけて解釈していたものと想像される。

後半の内容は、波線を引いた（二人の密通を知った天皇が式子に誓いを立てさせる）という要素を勘案すると、『源氏物語大綱』（一四三—一四四）年ころ成）が伝える以下の話に最も近い。

一、ある物語に、式子内親王に定家の卿、心をかけてしのび契給ふを、後鳥羽院、聞召で、内親王をめして、大にちかひをさせ給へり。内親王、明るよりちぎるべからずとて、せいもんをたて、扱、其くれに内親王、定家卿へ、

ながらへてあすまで人はつらからじ此夕暮にとわばとへかし

御門の前にてちかひをたつる程に、明るより参あふべからずといふ歌也。其暮に、定家卿、来り給へば、内親王、手をとて、涙をほらくとながし、おもてをもむねにをしあて、くだんのいしゆを語給へり。此思がはじめと成て、定家卿、後にし

せり。内親王もはて給ふ。されば定家卿のおもひ、かづらと成て、内親王のはかをとります給へりと也。其時、定家卿、歌に、

せめてげに今一度のあふ事はわたらん川やしるべなるらん¹¹

『遠近草』と『源氏物語大綱』の波線部と傍線部を対照すれば、両書の類似は明白である。成立年代を踏まえると、『遠近草』の当該記事は『源氏物語大綱』から派生し、異なる内容を持つに至った説話と言える。

両書の違いは誰が葛になるかだけではない。式子が立てさせられる誓文が「明るより、ちぎるべからず」(明日から契つてはならない)から「今より、あはじ」(今から会うことはしません)へと変更されているのである。考えてみると、『源氏物語大綱』における式子への戒めは不可解なものである。なぜ院は「今より」ではなく、わざわざ「明るより」と猶予を与えるのか。この不自然さは、続く式子の歌、より具体的に言えは、「此夕暮にとわばとへかし」(今夕、訪れて下さい)という下の句に合わせたために生じたものとしか考えられない。式子に定家との最後の逢瀬を呼びかけさせるためには、「今より」ではなく「明るより」でなくてはならなかったのだ。一方、『源氏物語大綱』と同じ歌を採らない『遠近草』は、はじめからそうした制約から自由である。そこで、「今よりあはじ」と、誓いとしてはより自然なものになったのだろう。

ここで『遠近草』に視点を戻し、「筆のあとに」の歌を恋歌として一話の内容を捉え直してみよう。すると「筆のあとに」の歌は、定家との仲が断絶した後、定家からおくられた手紙や歌から、い

まや昔となった過去の恋を懐かしむ式子の思いを詠んだ歌となる。密通発覚直後の緊迫した場面に焦点を当てた『源氏物語大綱』とは対照的なストーリーが浮かび上がってくるのである。

二、歌合での勸勤——大藏虎明本能狂言集

前節で取り上げた『源氏物語大綱』や『遠近草』もそうだが、定家と式子の伝承において、密通が発覚して勸勤を受けるといふ話は数多い。そのなかには、後鳥羽院が主催する歌合において二人がお互いに向けた恋歌を詠進し、院の逆鱗に触れたという話がある。

大藏流狂言の大成者・大藏虎明(一五九七—一六六二)は謡曲「定家」の間狂言に注を加えるなかで、以下のような話を記している。『大藏虎明本能狂言集』から引用しよう。

仁皇八十二代後鳥羽院太上天皇ノ時代ニ歌合有リ。人数十七人ヲシテ百七十首ノ歌也。一人シテ十首ツ、也。其時、定家ハ式子内親王ヲ指シテ歌ヲ読ミ、式子内親王ハ定家ヲ指シテ読フト云。然レバ、定家ノ十首ノ内、七首メニ、玉ユラノツユモナミダモトマラズナキ人コフルヤドノ

秋風

是カ。式子内親王モ七十首メニ、

玉のをよたへなばたえねながらへば忍ることのよはりもぞする

(中略)¹³ 右ノ歌故ニ勸勤ヲ蒙リ給フト也。¹⁴

これによると、その歌合は後鳥羽が上皇のときに催されたもので、十七人の歌人が一人につき十首ずつ歌を詠んだ。このとき、

定家と式子がお互いに向けて恋歌を詠み、院の勅勘を受けた。その恋歌というのは、定家の「玉ゆらの」の歌と式子の「玉の緒よ」の歌ではないかという。

後鳥羽院の時代に十七人の歌人が十首ずつ歌を詠んだ、という点から、この話の歌合は『自讃歌』のことを指していると思われる。『自讃歌』は新古今時代を代表する歌人十七名（後鳥羽院、式子内親王、良経、慈円、通光、通具、俊成、俊成卿女、宮内卿、定家、有家、家隆、雅経、具親、寂蓮、秀能、西行）の歌をそれぞれ十首ずつ集めた秀歌撰である。現在は否定的に考えられているものの、序には、後鳥羽院の求めに応じて各歌人が自身の秀歌（自讃歌）を十首撰んで提出し、院のものと合わせて一書としたとある。そのため、『自讃歌』は『新古今和歌集』の入門書、言い換えると後鳥羽院歌壇の精髓を伝える書として広く流布した書物だった。「玉ゆらの」の歌も「玉の緒よ」の歌も、いずれも『自讃歌』の所収歌である。

式子の「玉の緒よ」の歌は、謡曲「定家」以降、「生きてよも」の歌に代わって定家への恋歌として定着していった歌である。一方、定家の「玉ゆらの」の歌は、もとは一一九三（建久四）年、母・美福門院加賀が亡くなった年の秋に亡き母への慕情を詠んだもので、『拾遺愚草』『新古今和歌集』など所収、先ほどあげた話にあるような面前にいる人物に向けて詠んだ恋歌であるとは到底解しがたい。なぜこの歌が式子への恋歌として持ち出されたのだろうか。おそらくその理由は、式子の「玉の緒よ」の歌と表現が類似（両歌とも「玉」から始まる）、しかも『自讃歌』の配列がどちらも「七首メ」であるからなのだろう（ただし両歌ともに七

首目に配した『自讃歌』は未確認）。

つまりこの話は、「玉の緒よ」の歌を定家への恋歌とする発想から出発し、それが『自讃歌』の歌合の場合（そのようなものは実際には存在しないのだが）で詠まれたという話に発展した後、さらに定家側の歌として「玉ゆらの」の歌が加わったものと考えられる。

先述した通り、二人への勅勘は定番の趣向である。ただ、後鳥羽院時代の出来事とするこの話の設定は、史実に照らし合わせてみると少し不自然だ。というのも、後鳥羽が十九歳で譲位したとき、すでに定家は三十七歳、式子にいたっては五十歳なのである。

もちろん過去の伝承に対して時代考証を持ち込むのは見当違いな行いだらう。式子の生年が長らく不明になっていたことも考慮しなくてはならない。¹⁵だがそれにしても、たとえば勅勘役が式子の父である後白河院にならないのはなぜだろうか。実際のところ、定家は若いころに後白河から勅勘を受けているのだ（一一八五年。後白河五十九歳、定家二十四歳、式子三十七歳。この出来事については後述¹⁶）。しかし、虎明が伝える歌合の話も含め、定家と式子の伝承における勅勘役は圧倒的に後鳥羽院が多いのである。

その理由はやはり、後鳥羽院という存在が特徴的に有する性質、すなわち当代の歌壇を領導して一時代を築き、『新古今和歌集』という成果をまとめあげた、治天の君にして大歌人という人物像が、語り手に強く働きかけたからと見るべきだろう。つまり、勅勘役を後鳥羽院とする背景には、後鳥羽院歌壇の説話として定家と式子の恋の話を語ろうとする姿勢があったのではないだろうか。先述の通り、『自讃歌』は後鳥羽院歌壇を象徴する歌集として享受さ

れてきた。その歌合の場を舞台とする勅勘の話は、そうした語りの姿勢が顕著にあらわれた事例として理解できるのである。

ちなみに、浄瑠璃『小倉山百人一首』（一六七二〔寛文十二年七月に正本刊〕）は、勅勘役を後白河院とする例外的存在だ。しかしながら、作中、「主上・法皇」（後鳥羽天皇と後白河院）が『新古今和歌集』編纂を命じたと語るなど、その実体は後鳥羽院と混合されてしまっている。これもやはり定家と式子の恋物語を後鳥羽院歌壇の説話として語ろうとした結果であるに違いない。

三、流刑地の式子・俊成——寛永本『自讃歌注』

定家と式子が勅勘を受ける話のなかには、流罪となつて都を追われる話がある。たとえば、一六四四（寛永二十一）年付の奥書を持つ著者不明の『自讃歌注』（以下、寛永本『自讃歌注』）がその一例だ。ここでは、「桐の葉もふみ分けがたく成りにけりかならず人をまつとなけれど」という式子の歌について、以下のような話が語られている。

一説云、此歌は太国にしん（巻）の始皇、千人后をもち給し中に、一人とがありてながし給ひし。はい所に桐をうへ置て、「此きりのはの落こん比とはん」とたのめ給ひて、とひ給ひし事也。日本の式子は定家を忍給ひし科にながされ給ひし也。後、はい所に天性として梧あり。其落たる時、あそばし候也。「其太国の后は、たのめてまことにとひ給ひし也。我はかならず人を待となけれ共、桐の葉はふみ分がたく成たり」とよみ給ひし也。定家こそ咎なれども、それ天下の歌道の仙なればとて、唯式子の科よとてながされ給べしとうけ給はる。¹⁷

前半では中国の故事が語られる。曰く、始皇帝の千人の後のうち一人が罪を犯して配所に流された。そのとき始皇帝は配所に桐を植え、この桐の葉が落ちたところに迎えにこようと言い、その通り后のもとを訪れたという。

この故事にもとづいて、後半では「桐の葉も」の歌の解釈がなされる。すなわち、式子は定家と密通した罪で配流された。配所には「梧」（アオギリ。直前の「天性として」の意は「自然と」などが考えられるが、確かではない）があった。その葉が落ちたと、約束通り迎えが来た秦の后と、誰も訪れることがない自身の境遇を比べて詠んだのが「桐の葉も」の歌である。定家こそ罪に問われるべきだが、天下の歌人だからということで、式子のみが流罪になったのだろう。

前半の始皇帝の故事は出典不明。桐の葉の落ちるときに「話の焦点を当てるのは、明の王象晋が「梧桐一葉落、天下尽知秋」〔群芳譜〕本部・卷一「梧桐」と伝え、日本でも「桐一葉落ちて天下の秋を知る」などと広まった文句からの着想か。そもそも「桐の葉も」の歌が漢詩的素材を用いた歌であることは、東常縁（一四〇一—一四八四）が『新古今集聞書』で指摘するところであり、常縁は同書で「長恨歌」の一節「秋露梧桐葉落時」を引いている。また、一五二六（大永六）年付の奥書を持つ『自讃歌注』によると、式子は楊貴妃を追懐した玄宗皇帝に自身を重ね合わせて、定家を慕う「桐の葉も」の歌を詠んだという。こうして見ると、寛永本『自讃歌注』が伝える始皇帝とその後の話は、「桐の葉も」の歌の背景に玄宗皇帝と楊貴妃を見る姿勢の延長線上に成立したものと推測される。

後半については、密通はもとより、式子が流罪になったという史実もない。あまりに荒唐無稽な解釈だが、著者不明の自讃歌注釈にはこうした流罪伝承が多く認められるという¹⁹⁾。

興味深いことに、同じ寛永本『自讃歌注』には、密通の罪により定家のみならず俊成までもが「流罪」になったという説が見える。それは以下にあげる俊成の三首の歌についての注釈だ。

(1)むかし思ふ草の庵のよるの雨にのみだなそへそ山郭公^{（はなとくみ）}

定家卿、式子を恋せし科により、俊成とともにをしほ山にをしこめられ給ひける時よめる歌也。「むかし思ふ」とは、陶延命^{（マ）}が舞を后御覧じ、心を彼人に尽し給しゆへ、芦山^{（アヤ）}にながし給へり。廬山の雨の夜もかくこそかなしかりつらめと我身に親く、あはれ山時鳥^{（はなときどり）}、なきて庵をとぶらひ、涙をすこしやめよかしとよめり。

(2)忘しよ忘などだにいひてまし雲ゐの月の心ありせば

此歌も同をしほの山にて、仕たてまつる帝王をうらみてよめり。(中略)はた情なく流罪におこなはれる物かな。帝を月にたとへ、雲井の月の御心あらんには、此うらみをそ^{（奏聞）}うもん申べき物を、と也。るざいの間にも毎月十三日の御会には案内申されけりとなん。又此ゆへ、定家、三年已前都へうつり給なり。

(3)いかにして袖に光のやどらん雲ゐの月は隔こし身に

此歌もおなじ所にて、帝を月にみなしてよめり。帝王の光にそむけられたてまつりしに、いかにして空の月の我袖にやどり給ふらん。あらたのもしや、となり。

ここにあげた(1)～(3)の歌は寛永本『自讃歌注』においてもこの

順に並び、小さな歌物語を形成している。そのストーリーを簡単にまとめると、以下のようになる。

定家が式子に恋をした罪で、俊成とともに小塩山（現在の京都市西京区大原野にある山）に押し込められた。このとき俊成は、かつて陶淵明が流罪に遭ったときのことを思い（この故事が何に基づくかは不明）、「むかし思ふ」の歌を詠んだ。また俊成はこれまでの定家の誠忠を忘れて流罪を命じた帝を恨み、「忘れしよ」の歌を詠んだ。そのおかげで定家は三年も経たずに都に戻ることができた。「いかにして」の歌は、流罪中に勅許が下ることを期待した歌である――。

以上は例によつて空想の産物としか言えないものだが、まったく根も葉もない虚構というわけではなさそうだ。まず、陶淵明が廬山に流されたという故事は、それ自体は作り話だろうが、「むかし思ふ」の歌が『和漢朗詠集』にも入る白居易の江州左遷時代の詩「蘭省花時錦帳下、廬山雨夜草庵中」に拠ること、そして陶淵明が江州の人であることなどの知識が錯誤を繰り返した挙げ句に成立したものと推測される。また、定家の罪を俊成が取りなすという話は、一一八五（文治元）年に定家が後白河院の勘気を蒙つて除籍され、それを悲しんだ俊成の歌（「あしたづの」の歌）が叔聞に達して罪を許された、という史実との関連が考えられる。詳しくは次節で述べることになるが、この出来事は『千載和歌集』『十訓抄』『古今著聞集』『和歌成徳物語』などに載り、歌徳説話として広く知られたものだった。

流刑地の式子・俊成――。ここまで、式子や俊成が都を追われるという伝承を見てきたが、こうした一種異様な解釈が生まれたの

は、そもそもなぜなのだろうか。その根本的な要因としては、高貴な人物が辺境の地で試練を受けるという貴種流離譚的な発想に加え、歌人が想像力を働かせて作り上げた虚構の世界を、安易に歌人の実体験として解釈してしまう姿勢があげられるだろう。

そもそも文学作品を自立した虚構として感受するには相応の知性と教養が必要だ。人は得てして作中の主人公を無前提に作者自身と結びつけ、もつともらしい解釈を施してしまう。その意味で、寛永本『自讃歌注』の解釈は俗耳に入りやすいものだったのだろう。作り話と思しき中国の故事も、高度な教養を持たず、それである程度の知識欲を有する人々からすれば、むしろ解釈の正しさを裏付けるものとして目に映つたに違いない。

浅田徹によると、室町期に和歌の享受層が大きく拡大したことによって『自讃歌』や『百人一首』をはじめとする小作品群が講釈の対象となり、結果として荒唐無稽な注釈が生まれるに至ったという。²¹流刑地の式子・俊成をもつともらしく語る寛永本『自讃歌注』は、そうした注釈が近世前期においてもなお命脈を保っていたということを示しているのである。

四、定家の恋人たち

——『兼載雑談』『久重茶会記』『鎌倉山百人一首』

伝承や文学作品における定家の恋人は何も式子ばかりではない。管見の限りでは、定家の恋人役は式子以外に少なくとも三人存在する。宮内卿と五節の舞姫²²、そして斎姫である。

一人目の宮内卿は、定家や式子と同じく後鳥羽院に歌才を認められ、院の歌壇で活躍した女房歌人である。一一八五（元暦）二

年ころの生まれかとされ、仮にその通りだとすれば定家より二十歳以上も年下の人物だ。

兼載（一四五二—一五一〇）の談話をまとめた『兼載雑談』に以下のような話がある。

一 さればとて苔の下にもいそがれずなき名をうづむならひなければ

此歌は、宮内卿、後鳥羽院の勸慮にかなひたりし頃、定家に密通の名立て、勅にそむく。局に引籠てよみたりし歌なり。是を覧有て感じ給て、やがて勅免ありしとなり。²³

これによると、宮内卿が後鳥羽院に引き立てられていたころ、定家との密通の噂が立ち、勅勘を受けた。そこで局に引きこもつて詠んだのが、「さればとて」の歌だった。院はこの歌に感じて宮内卿を許したという。

この宮内卿の話で想起されるのは、『古今和歌集』の古注に見える定家と式子の伝承である。一例を示そう。

千早振神の北野に跡たれて後さへかかる物をおもはん
定家卿、この歌にて式子内親王の虚名を許されたるなり。²⁴

（『古今集序解』）

引用したのは『古今和歌集』仮名序の、和歌は「目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ」という一節についての注解である（成立時期は未詳）。定家が北野天満宮に献じた歌が神に通じ、「虚名」（密通疑惑のことか）を許されたということなのだろう。宮内卿の話と同じく、密通疑惑の当事者が歌によって許しを得たという話である。『古今和歌集』の古注が成立年次不明のため、確言はできないが、両者には何らかの関係があったと思われる。

二人目の五節の舞姫は、宮中で五節の舞を舞う未婚の少女のことで、人物は特定されていない。「手なれつ、すゑ野をたのむはし鷹の君の御代にぞあはむと思ひし」(『拾遺愚草』所収)という定家の歌について、細川忠興(一五六三—一六四五)が茶会の席で次のように語ったという。

後鳥羽院ノ御宇ニ、五節ノ舞姫ハ定家密通有之トテチヨカンナリ。(中略)人ノザンソウニヨリ口惜トテ、其時述懐ノ歌也。是ヲ俊成ヘ談合ノヒゴン也。其後、俊成卿、歌一首詠テ、此ウタニテ其理^(ことわり)聞ヘ候テ召ナヲサル、ト也。委ハ『千載集』ニ見ヘタルト御語り候。⁽²⁶⁾(『九重茶会記』寛永十七年)

五節の舞姫と定家が密通したとされ、勅勘を受けた。しかしこれは讒言で、定家は悔しい思いを「手慣れつつ」の歌に込めた。定家の意を得た俊成は一首の歌を詠み、それによって定家は許されたという。

忠興は「委ハ『千載集』ニ見ヘタル」と語るが、確かに『千載和歌集』には、定家が勅勘を受けたことを伝える以下の記述がある。

今上の御時五節のほど、侍従定家誤ちあるさまに聞し召す事ありて、殿上除かれ侍ける、その年も暮れにける又の年の弥生^(やよひ)の一日ごろ、院に御気色給はるべきよし左小弁定長がもとに申侍けるに添えて侍ける

入道皇太后宮大夫俊成

あしたづの雲路まよひし年暮れて霞をさへやへだてはつべき
このよしを奏申侍ければ、いとかしこくあはれがらせをはしまして、今ははや還昇おほせ下すべきよし御気色あ

りて、心晴る、由の返し仰せ遣はせと仰せ出だされければ、よみてつかはし侍ける 藤原定長朝臣

あしたづは霞を分けて帰るなりまよひし雲路けふや晴るべき
この道の御あはれみ、昔の聖代にもことならずとなむ、
時の人申侍りける⁽²⁷⁾

前節で触れた「あしたづ」の歌にまつわる話である。『千載和歌集』によると、「今上」(後鳥羽天皇)の御代で「五節」のときに定家が除籍されるという出来事があったという(傍線部)。すなわち、五節のときに起こった定家の不祥事(『玉葉』の伝えるところによると、それは源雅行との闘争であった)を、五節の舞姫との密通事件へと作りかえたのが、忠興の語る話なのである。

なお、波線部から分かるように、勅勘・勅許を下すのは「院」すなわち後白河院である(この年、後鳥羽天皇はまだ五歳の幼帝であった)。しかし、同内容が載る『十訓抄』では、波線部に相当する表現が削除されており、後白河院の存在が文章上から省略されてしまっている。そのうえ、一話は「後鳥羽院の御時」と語り出される。このため、前提知識がない読者からすれば、あたかも後鳥羽院が勅勘を下し、俊成の歌に感銘を受けて定家を許したかのような語り口になっているのである(『古今著聞集』『和歌威徳物語』も同様)。そしてそれは「後鳥羽院ノ御宇ニ」と始まる忠興の語りにも共通して言えることだ。これもまた、第二節で指摘した、後鳥羽院歌壇の説話として語ろうとする姿勢の反映なのだろう。

三人目の斎姫は、一八二九(文政十二)年に刊行された合巻『鎌倉百人一首』(作者は二代恋川春町)に登場する架空の人物。鎌

倉將軍・源実朝の妹君ということになっており、定家との恋物語を繰り広げる。作中では、定家が実朝の將軍宣下の勅使として鎌倉へ下向した折、二人は相思相愛の仲になった。鎌倉と都に離れて暮らす二人だが、ある日、斎姫が定家の暮らす小倉山の山荘を訪れてきて……というかたちで物語が動き出す。

もともと、斎姫は『鎌倉山百人一首』がはじめて創出した人物ではなく、近松門左衛門（一六五三—一七二四）の作かとされる浄瑠璃『悦賀楽平太』（二六九二〈元禄五〉年以前初演）に実朝の妹として登場し、さらにそれを踏まえた並木宗輔（一六九五—一七五一）の浄瑠璃『和田合戦女舞鶴』（元文元（一七三六）年初演）では、將軍宣下の勅使と恋に落ちるという『鎌倉山百人一首』と共通する設定が加わる。だが、その勅使は為氏、すなわち定家の孫・二条為氏なのである。つまり、『鎌倉山百人一首』は、斎姫という登場人物を『和田合戦女舞鶴』から借りてきて、その際、斎姫の恋の相手を為氏から定家へと変更したというわけだ。

そもそも『和田合戦女舞鶴』が（実朝の和歌の師として有名な定家ではなく）為氏を登場人物として選んだのはなぜだろうか。内山美樹子はその理由について以下のように述べている。

定家自身を斎姫の恋人とすることは、さすがに年輪的に違和感がある上に、定家にも定家の息為家にもよく知られた恋人があり（天野注、式子と阿仏尼）、定家直系の孫である為氏まで世代をずらさざるを得なかった、ということである。³⁰⁾

この言を踏まえると、『鎌倉山百人一首』の〈定家・斎姫〉という組み合わせは、並木宗輔が意図的に回避した、史実と人物造型における違和感・不自然さを、すべて無視したところに成立した、

ということになろう。視点を変えれば、それは〈実朝・定家〉あるいは〈百人一首・定家〉という連想が、宗輔の配慮を凌駕するほど強固だったということである。

ここまで、宮内卿、五節の舞姫、そして斎姫という三人の人物について見てきた。ただ、彼女たちと定家の恋を描く資料は、ここで紹介したもの以外に確認できず、あくまで例外的あるいは派生的存在に過ぎない。定家と式子の組み合わせはやはり特別なのである。

おわりに

以上、定家と式子の伝承に関する諸資料を概観してきた。

はじめに述べたように、本稿は、対象を一つに絞った論考からは洩れ落ちてしまうような片々たる資料を拾い集めるべく書かれたものである。論述は自ずと随筆的な筆致に傾斜したが、結果として、①定家と引き離された式子が死後葛になる話（『遠近草』）、②定家と式子が歌合の場で勅勘を受ける話（『大藏虎明本能狂言集』）、③式子が配流される話（寛永本『自讃歌注』）、そして④式子以外の人物を定家の恋人とする話（『兼載雑談』『久重茶会記』『鎌倉山百人一首』）、以上四つの小テーマを取り上げ、それぞれに関連する諸資料に言及することができた。

本稿を通して改めて確認されたのは、定家と式子の恋物語における〈勅勘〉という要素の重要性である。先述した四つの小テーマすべてに〈勅勘〉が関わっていたことから分かるように、定家と式子の恋物語においては、〈勅勘〉を軸とする物語展開、より詳しく言えば、〈密通→発覚→勅勘→断絶〉という物語展開が基本

的な型として存在していると言つてよい。そしてその展開内における各要素のいくつかに焦点を当て、変更を加えることで、それぞれの物語が立ち上がってくる。本稿で扱った資料に即して言えば、『大蔵虎明本能狂言集』は〔発覚→勅勘〕に焦点を当て、それを歌合の場に設定したものであり、『遠近草』や寛永本『自讃歌注』は〔勅勘→断絶〕に焦点を当て、断絶後の式子を描いたものとして理解できる。

これまで定家と式子の恋物語については、その祖型として『伊勢物語』における在原業平と伊勢斎宮の密通譚がしばしば言及されてきた。たとえば、島内景二は「やや突飛な思ひつきかも知れないが」と断つたうえで以下のように述べている。

中古における歌聖・在原業平と斎宮の密通の物語を、中世になつてアレンジしたのが、歌聖・藤原定家の斎院・式子内親王への恋慕であつたように、私には思われるのである。(中略) 中古の歌聖業平を中世の歌聖定家に転換し、伊勢斎宮・子内親王を賀茂斎院・式子内親王に変えると、『定家』の世界が現出する。³¹⁾

確かに謡曲「定家」には、「憂き恋せじと視せし、賀茂の斎きの院にしも、そなはり給ふ身なれども、神や受けずもなりにけん人の契りの、色に出でけるぞ悲しき³²⁾」という詞章があり、斎院との禁忌の恋という要素が強く意識されていることは明白だ。ただ、謡曲「定家」以外の資料に目を配ると、当該要素を用いた例は、式子を現役の斎院として描く浄瑠璃『小倉山百人一首』くらいであり、その類例は意外なほど少ない。それは、本稿で扱った諸資料に「斎院」という呼称自体がまったく出てこなかったことから

も了解されるだろう。要するに、定家と式子の恋物語において〈斎院〉という要素は必須ではないのだ。

逆に、式子の属性を示すものとして必ずと言つてよいほど出てくるのが「内親王」という呼称である。定家と式子は、多くの場合、斎院との恋というよりも、内親王との恋、より広く捉えれば、身分違いの恋ゆえに〔勅勘〕を受ける。そして勅勘役に後鳥羽院が配されることが多く、その背景に後鳥羽院歌壇の説話として定家と式子の恋物語を語ろうとする姿勢があつただろうことは、本稿で幾々述べた通りである。

定家と式子の恋物語において、二人は業平と伊勢斎宮の単なる変換ではない——。本稿で扱った諸資料は、このことを明快なかたちで示していると言えるだろう。

注

- (1) 「生きてよも」の歌の本文は奥野陽子『私家集全釈叢書28 式子内親王集全釈』(風間書房、二〇〇一年十月)による。歌意は「私はもう明日まで生きていまい。だから、私に冷たい人がつくrukすること、もうないだろう。この夕暮れを、もし訪れるのなら訪れて下さい」というもの。
- (2) 天野聡一「生きてよも」の歌——〈定家と式子〉恋物語の生成」『国語と国文学』98-7、二〇二一年七月。
- (3) 天野聡一「時雨の亭の在処——〈定家と式子〉伝承の舞台の変遷」『日本文学』70-8、二〇二一年八月。
- (4) 天野聡一「謡曲「定家」の後続作——〈定家と式子〉謡曲における展開」『古代中世文学論考』44、二〇二一年十月。
- (5) 天野聡一「浄瑠璃『定家』前後——〈定家と式子〉道成寺物への

変転」(『上方文芸研究』18・19、二〇二二年二月)。

- (6) 天野聡一「振られる定家」(『定家と式子』恋愛伝承考)(『九州産業大学国際文化学部紀要』73・74、二〇一九年十二月)。

- (7) 天野聡一「定家の杢冠」(『定家と式子』恋物語の展開)(『日本文学』70・1、二〇二一年一月)。

- (8) 天野聡一「感嘆する俊成」(『定家と式子』変容する和歌説話)(『国語と国文学』巻号未定、二〇二四年刊行予定)。

- (9) このほか、定家と式子の伝承を西鶴が自作に取り込んだことについて論じたものとして、以下の論考がある。天野聡一「艶めく式子」(『定家と式子』『西鶴諸国はなし』巻三之四「紫女」小考)(『雅俗』21、二〇二二年七月)。

- (10) 「遠近草」の本文は『仮名草子集成23』(東京堂出版、一九九八年九月)による。

- (11) 『源氏物語大綱』の本文は安田女子大学稲賀文庫所蔵本(整理番号・イナガ/A0049)による。引用に際して『中世源氏物語梗概書』(広島中世文芸研究会、一九六五年七月)を参照した。

- (12) この資料については、徳江元正・宮田和美「謡曲雑稿(九)」(『金剛』、一九八四年一月)が簡略に触れている。

- (13) 中略した箇所には「玉の緒よ」の歌の解釈が記されている。引用文は基本的に漢字片仮名交じり文だが、「玉の緒よ」の歌と中略箇所は例外的に漢字平仮名交じり文で記される。これは、当該箇所が他書からの引用であることによるのだろう(『幽斎抄』のほぼ丸取りと見られる)。

- (14) 『大蔵虎明本能狂言集』の本文は『古本能狂言集4』(岩波書店、一九四四年)による。

- (15) 式子の生年が判明したのは一九八七年のことだった。上横手雅敬「解説」(『陽明叢書 記録文書篇5 人車記4』、思文閣出版、一

九八七年四月)。

- (16) 周知のように、後年、定家は後鳥羽院からも勅勘を受けている(一二二〇年。定家五十九歳)。

- (17) 『自讃歌注』(寛永本)の本文は岐阜市立図書館楠堂文庫旧蔵本(岐阜本。国文学研究資料館マイクロフィルム資料・請求記号339.7)による。

- (18) 『群芳譜』の本文は国立国会図書館所蔵本による。

- (19) 三浦俊介「和歌の注釈——自讃歌注を中心に」(真鍋昌弘・上岡勇司・真下厚編『講座日本の伝承文学2 韻文文学(歌)の世界』、三弥井書店、一九九五年六月)。

- (20) このとき俊成が認めた書状は香雪美術館に所蔵されており、『文化遺産オンライン』で閲覧することができる。一連の出来事については村井康彦『藤原定家『明月記』の世界』(岩波書店、二〇二〇年十月)など参照。

- (21) 浅田徹「室町期の和歌注釈を読むための覚書——百人一首注を中心に」(前田雅之編『中世文学と隣接諸学5 中世の学芸と古典注釈』、竹林舎、二〇二一年九月)。

- (22) 以下、宮内卿と五節の舞姫の説話については、小林幸夫「咄・雑談の伝承世界——近世説話の成立」(三弥井書店、一九九六年六月)第三章「咄と振舞——定家俗伝抄」(初出、一九九〇年九月)を参照。

- (23) 『兼載雑談』の本文は『歌論歌学集成12』(三弥井書店、二〇〇三年三月)による。

- (24) 『古今集序解』の本文は京都大学附属図書館中院文庫所蔵本による。古今注における類話については、前掲徳江元正・宮田和美「謡曲雑稿(九)」を参照。

- (25) 「手なれつ、」の歌の本文は久保田淳『藤原定家全歌集上』(筑

摩書房、二〇一七年八月。原書、一九八五年三月)による。同書によると、この歌は後鳥羽院政への期待を歌ったもの。

- (26) 『久重茶会記』の本文は『茶道古典全集9』(淡交社、一九五六年十二月)による。

- (27) 『千載和歌集』の本文は『新日本古典文学大系10 千載和歌集』(岩波書店、一九九三年四月)による。

- (28) この点、前掲小林幸夫「咄と振舞——定家俗伝抄」も言及している。

- (29) 『悦賀楽平太』『和田合戦女舞鶴』を含む実朝関連の演劇作品については、日置貴之「影の薄い將軍——伝統演劇における実朝」(『アジア遊学241 源実朝——虚実を越えて』、二〇一九年十二月)参照。

- (30) 内山美樹子「並木宗輔作『和田合戦女舞鶴』の構想と『吾妻鏡』(『芸能史研究』190、二〇一〇年七月)。

- (31) 島内景二「反復と変容——『伊勢物語』と話型」(『電気通信大学学報』37-12(人文社会編)、一九八七年二月)。ほかに、吉海直人も『百人一首の新考察——定家の撰歌意識を探る』(世界思想社、一九九三年九月)をはじめ、諸書において業平・斎宮と定家・式子(斎院)の類似に関する言及をしている。

- (32) 謡曲「定家」の本文は『日本古典文学大系41 謡曲集下』(岩波書店、一九六三年二月)による。

【付記1】 一次資料の引用に際し、仮名遣いや送り仮名は出典資料のままとした。ただし、変体仮名や漢字の異体字などは現代通用のものに改め、清濁・句読点・改行も適宜見直した。また、漢字を当てはめられるものには、該当箇所の右側に()で括って表し、本文にない振り仮名も同様に表示した。なお、引用文に付したカギ括弧・傍線・傍点はすべて筆者による。

【付記2】 本稿は科学研究費(19K00361・20H01231・22H00638)の成果の一部である。

(あまの そういち／九州産業大学准教授)